

年金総合リサーチセンター 主任研究員 中嶋 邦夫

(03) 3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

[http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio\\_nakashima.html](http://www.nli-research.co.jp/company/insurance/kunio_nakashima.html)

## 1 —— 先月までの動き

年金事業管理部会では、不正アクセスによる情報流出事案のほか、今後取り上げる論点が議論されました。

○社会保障審議会 年金事業管理部会

テーマ 日本年金機構における不正アクセスによる情報流出事案、今後の情報セキュリティ対策 等

8月6日 (第12回) URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000093565.html> (配布資料)

8月26日 (第13回) URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000094535.html> (開催案内)

## 2 —— ポイント解説：被用者年金一元化の経緯と意義

今年10月に被用者の公的年金制度が一元化されて、公務員や私学の教職員が会社員と同じ厚生年金に加入するようになります。本稿では、その経緯と意義を確認します。

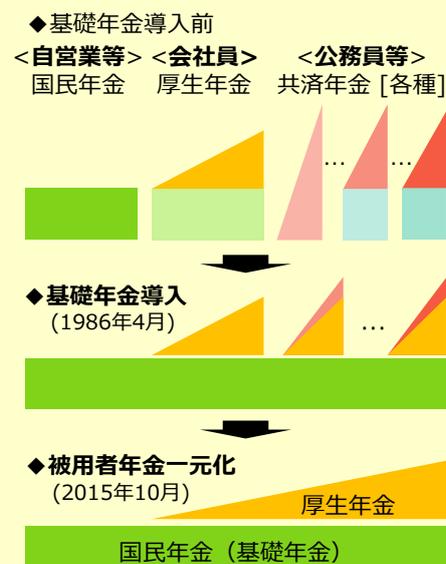
### 1 | 経緯：基礎年金導入が第1段階で、今回が第2段階

来月実施される被用者年金一元化は2012年8月に関連法が成立しましたが、被用者年金一元化に向けた閣議決定は約30年前に行われていました。

昭和50年代(1975年～)に入ると、経済が高度成長から低成長へと切り替わり、人口面では長寿化や少子化の傾向が見え始めました。加えて、当時の公的年金制度は各制度が分立していたため、産業構造の転換で加入者の減少が見込まれる制度では、年金財政の持続可能性に懸念が出ていました。また、行政改革や財政再建が政治課題となる中、年金制度の官民格差も問題として意識されていました\*1。

そこで、中曽根政権下の1984年に年金改革に関する閣議決定が行われ、従来は自営業向け(農業が中心)だった国民年金

図表1 被用者年金一元化までの経緯



\*1 当段落の多くは、吉原健二(2004)『わが国の公的年金制度：その生い立ちと歩み』中央法規出版 等に依拠しています。

に全ての公的年金加入者が加入して1階部分を一元化する、という基礎年金制度が導入されました(1985年4月成立、1986年4月開始)。また1984年の閣議決定には、1995年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させることも盛り込まれました。

その後、小泉政権下の2006年4月に被用者年金一元化の方針が閣議決定されました。安倍政権下の2007年4月に今回とほぼ同内容の法案が国会へ提出されましたが、国民年金も含んだ一元化を主張する民主党と対立して廃案となりました。そして政権交代や首相の交代を経て、2012年4月に社会保障・税一体改革の一環として野田政権下で法案が再度提出され、民自公の3党合意を経て同年8月に成立しました。

## 2 | 意義：財政統合に伴う再分配の輪の拡大

前述のように、基礎年金の導入が1階部分の一元化で今回が2階部分の一元化といえますが、給付額の算定基準の変更や共済間の給付水準の統一といった影響が大きい変更は、基礎年金導入時にすでに行われています。今回は、いわゆる3階部分(職域部分)の廃止や遺族年金の転給制度の廃止などが行われますが、基礎年金導入時に比べると給付に関する変更は小規模といえるでしょう。

今回の一元化の重要な意義は、財政統合に伴う再分配の輪の拡大です。公的年金制度では、毎年の基礎年金の給付に必要な費用の半額を、各制度の加入者とその被扶養配偶者(第3号被保険者)の人数(厳密には基礎年金拠出金算定対象者数)に応じて分担しています(残りの半額は国庫等が負担)。この分担方法では、対象者1人当たりの分担額は同額になります。その一方で、厚生年金や共済年金では報酬の何%という形で保険料が設定されています。1人当たりの負担が定額である費用を報酬に比例した保険料でまかなうことは、加入者の間で所得再分配、すなわち助け合いが行われていることを意味します。

現在は財政の単位が厚生年金と公務員共済と私学共済に分かれているため助け合いの輪が限られています。一元化で財政が統合されるとその輪が被用者全体に広がります。その結果、共済年金加入者の平均給与は厚生年金加入者よりも高めなので、厚生年金の加入者は従来よりも助け合いの負担が少し軽くなります。

会員の年金と公務員の年金の一元化というと給付内容に目が行きがちですが、こうした財政面の影響にも注目する必要があります\*2。

図表2 一元化に向けた共済年金の主な変更点

### 基礎年金導入時(1986年4月)

- 給付構造の統一  
一般方式(報酬比例)と通年方式(定額+報酬比例)の選択制から、通年方式へ一元化(定額部分は基礎年金へ)。
- 給付算定基礎の統一  
最終給与(公企体共済=最終俸給、その他=退職前1年間の平均)から、加入期間の平均(厚生年金と同じ)へ統一。
- 給付算定式の統一  
2階部分は厚生年金と共通に統一。共済独自の3階部分は、2階部分の2割に統一。

### 被用者年金一元化時(2015年10月)

- 制度の一本化  
厚生年金に公務員と私学教職員も加入。3階部分は廃止し、年金払い退職給付を新設(同時に退職手当を引下げ)。
- 保険料の統一  
厚生年金と統一(一元化時に1~3階分の保険料を1・2階分と読替え。以後、段階的に引上げ)。年金払い退職給付の保険料は別途徴収(上限1.5%=旧3階部分相当)。
- 給付内容の統一  
遺族年金の転給制度(受給者死亡時に次順位者に支給)の廃止、在職老齢年金の統一など。

\*2 本稿では短期的な基礎年金の費用分担に着目しましたが、全体的かつ長期的な影響は、今後行われる社会保障審議会年金数理部会の検証作業を確認する必要があります(拙稿「年金改革ウォッチ 2015年1月号~ポイント解説:被用者年金一元化の検証」『保険・年金フォーカス』2015年01月06日を参照)。